

重要事項説明書

神奈川県指定 第 1471100345 号

居宅介護支援ルイシス

1. 法人の概要

- (1)

法人名

株式会社レインス
- (2)

代表者名

代表取締役 石川 レイ子
- (3)

所在地

三浦郡葉山町一色1748ザガードビル2F
- (4)

連絡先

046-876-8962
- (5)

企業理念

「私たちが関わる全ての人の夢と希望の実現」

2. 事業所の概要

- (1)

事業所名

居宅介護支援レインス
- (2)

事業所番号

神奈川県指定 第 1471100345 号
- (3)

所在地

神奈川県三浦郡葉山町一色1748ザガードビル2F
- (4)

電話番号

046-876-8963
- (5)

管理者氏名

小田 静香
- (6)

指定年月日

平成30年1月1日指定

3. 実施地域及び営業時間

- (1)

通常の事業
実施地域

三浦郡葉山町、逗子市、横須賀市
*その他の区域についてはご相談ください。

- (2)

営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休日	土日祝祭日および12/29～1/3
サービス 提供時間帯	8:30～17:30

4. 職員体制

(単位:名)

職 種	常 勤	非常勤	資 格	常勤 換算
管理者	1	0	社会福祉士・介護福祉士	1.0
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	2	0.8	社会福祉士・介護福祉士 *管理者兼務	2.8

* 常勤換算:職員の週あたりの勤務延時間を所定労働時間(40時間)で除した数

5. サービスと利用料金

当事業所では以下のサービスを提供いたします。

- 居宅介護支援サービス
- 利用者が、居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービス事業者等との連絡調整その他のお手伝いをするサービスです。
- 利用料金
- 要介護認定を受けられた方に発生する居宅介護支援サービスの費用は、全額保険給付され事業者[※]に直接支払われる為、自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、直接事業者への給付が行なわれない時は、料金を一時お支払いいただきます。

この時は、事業所より「サービス提供証明書」を発行し、行政機関にて払い戻しを受けていただきます。

□ 通常の報酬

● ケアマネジャー1人あたり40件未満を担当する場合

サービス名称		単位		単価		金額
居宅介護支援費Ⅰ(Ⅰ)	要介護1・2	1086	×	10.55	=	¥11,457
居宅介護支援費Ⅰ(Ⅰ)	要介護3・4・5	1411	×	10.55	=	¥14,886
居宅介護支援費Ⅱ(Ⅰ)	要介護1・2	1086	×	10.55	=	¥11,457
居宅介護支援費Ⅱ(Ⅰ)	要介護3・4・5	1411	×	10.55	=	¥14,886

● ケアマネジャー1人あたり40件以上60件未満を担当する場合

サービス名称		単位		単価		金額
居宅介護支援費Ⅰ(Ⅱ)	要介護1・2	544	×	10.55	=	¥5,739
居宅介護支援費Ⅰ(Ⅱ)	要介護3・4・5	704	×	10.55	=	¥7,427
居宅介護支援費Ⅱ(Ⅱ)	要介護1・2	527	×	10.55	=	¥5,559
居宅介護支援費Ⅱ(Ⅱ)	要介護3・4・5	683	×	10.55	=	¥7,205

● ケアマネジャー1人あたり60件以上を担当する場合

サービス名称		単位		単価		金額
居宅介護支援費Ⅰ(Ⅲ)	要介護1・2	326	×	10.55	=	¥3,439
居宅介護支援費Ⅰ(Ⅲ)	要介護3・4・5	422	×	10.55	=	¥4,452
居宅介護支援費Ⅱ(Ⅲ)	要介護1・2	316	×	10.55	=	¥3,333
居宅介護支援費Ⅱ(Ⅲ)	要介護3・4・5	410	×	10.55	=	¥4,325

□ 加算 ※要件を満たした場合算定

サービス名称		単位		単価		金額
特定事業所加算(Ⅰ)		519	×	10.55	=	¥5,475
特定事業所加算(Ⅱ)		421	×	10.55	=	¥4,441
特定事業所加算(Ⅲ)		323	×	10.55	=	¥3,407
特定事業所医療介護連携加算		125	×	10.55	=	¥1,318
特定事業所加算(A)		114	×	10.55	=	¥1,202
入院時情報連携加算(Ⅰ)		250	×	10.55	=	¥2,637
入院時情報連携加算(Ⅱ)		200	×	10.55	=	¥2,110
退院・退所加算(Ⅰ)イ		450	×	10.55	=	¥4,747
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		600	×	10.55	=	¥6,330
退院・退所加算(Ⅱ)イ		600	×	10.55	=	¥6,330
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		750	×	10.55	=	¥7,912
退院・退所加算(Ⅲ)		900	×	10.55	=	¥9,495
ターミナルケアマネジメント加算		400	×	10.55	=	¥4,220
初回加算		300	×	10.55	=	¥3,165
緊急時等居宅カンファレンス加算		200	×	10.55	=	¥2,110
退院時情報連携加算		50	×	10.55	=	¥527

□ 減算 ※要件を満たした場合適用

サービス名称		単位		単価		金額
特定事業所集中減算		200	×	10.55	=	¥-2,110
運営基準減算(1ヶ月)	要介護1・2	543	×	10.55	=	¥-5,728
運営基準減算(1ヶ月)	要介護3・4・5	705	×	10.55	=	¥-7,437

6. サービスの利用に関する留意点

- (1) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の交替
- ① ご利用者からの交替の申し入れ

担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当者の交替を申し入れることが出来ます。但し、ご利用者から特定の介護支援専門員を指名することはできません。
- ② 事業者からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により介護支援専門員(ケアマネジャー)を交替する場合は、ご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益を生じないよう十分に配慮するものとします。
- (2) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の禁止行為
- 介護支援専門員〔ケアマネジャー〕はサービス提供にあたって、次に該当する行為はできません。

① 医療行為
② ご利用者もしくはその家族からの金銭、物品の授受
③ その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 秘密保持について

業務上知り得た、ご本人様またはそのご家族様の秘密保持を厳守します。

8. 研修の取り組み

従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- (1) 採用時研修

採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修

外部研修に参加

9. 苦情について

- (1) 苦情の受付
- 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。
- 苦情受付窓口

小田 静香

○ 受付時間

月曜日～金曜日 8:30～17:30

○ 連絡先

(電話)046－876－8963

- (2) 行政その他の苦情受付機関

葉山町役場 福祉課	三浦郡葉山町堀内2135	(対応時間)8:30～17:00
	(電話)046-876-1111	(FAX)046-876-1717
逗子市 高齢介護課 介護保険係	逗子市逗子5-2-16	(対応時間)8:30～17:00
	(電話)046-872-8116	(FAX)046-873-4520
横須賀市 福祉部 介護保険課 給付係	横須賀市小川町11	(対応時間)8:30～17:00
	(電話)046-822-8253	(FAX)046-827-8845
鎌倉市 健康福祉部高齢者いきいき課 介護保険係	鎌倉市御成町18-10本庁舎1階	(対応時間)8:30～17:15
	(電話)0467-61-3950	(FAX)0467-23-8700
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護苦情相談係)	横浜市西区楠町27-1	(対応時間)8:30～17:15
	(電話)045-329-3447	

10. 事故について

(1) リスクマネジメント体制/事故発生時の対応

- リスクマネジメント体制
- 責任者：石川 ルイ子
- 受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:30
- 連絡先：046－876－8963
- 事故発生時の対応
- 事故発生の際は以下の手順により対応、再発防止に努めます。
- ① 緊急措置：事故発生直後、発見者(聴取者)により実施
- ② 第1報：緊急措置実施後、緊急時連絡先(家族・主治医等)へ報告
- ③ 継続措置：判断権者(家族・主治医等)により指示内容の実施
- ④ 追加報告：リスクマネジャーへ経緯報告。本人・家族へ報告
- ⑤ 情報開示：必要と認められる範囲(社内・他事業所・市町村等)へ情報の開示
- ⑥ 再発防止：事故防止対策/緊急時対応策の見直し

(2) 補償の内容

サービス提供にあたり加入している保険は以下のとおり。

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 居宅サービス・居宅介護支援事業者総合補償制度

11. 入院時の対応について

利用者が医療機関に入院をした際、医療機関との連携を図るため、利用者又は利用者の家族等から担当のケアマネジャーの氏名、事業所名、連絡先等を入院先医療機関に提供していただくことをお願い致します。

担当ケアマネジャー	小田 静香
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所 ルイシス
電話番号	046-876-8963
FAX番号	046-876-8964

12. サービス事業者との連絡・調整

居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス担当国会議の開催又は担当者への照会等を行い、作成した計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の供与を行います。なお、利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求めることができますので、必要であれば遠慮なく申し出てください。

また、関係行政機関、主治医、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等の綿密な連携を図ることに、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。

13. 虐待防止のための措置

- ①虐待防止委員会の設置
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待防止研修の実施
- ④選任担当者の配置

虐待防止に関する担当者:小田 静香

14. 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ①感染症委員会の設置
- ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- ④選任担当者の配置

担当者:石川 レイ子

16. 身体拘束の原則禁止

生命または緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

【説明確認欄】	年	月	日
上記のとおり、本紙を交付して重要事項を説明いたしました。			
事業所	居宅介護支援レイシス		
説明者	介護支援専門員 小田 静香		
私は、本書面に基づいて重要事項の交付及び説明を受け、サービス提供に同意します。			
利用者	(住所)		
	(氏名)		
利用者代理人	(住所)		
	(氏名)		
後見人 または 立会人	(住所)		
	(氏名)		
※ 後見人を選任されている場合、登記事項証明書および別紙目録(代理行為目録)を確認させていただくことがございます。			
事業者	(所在地)	神奈川県三浦郡葉山町一色1748ザガートビル2F	
	(事業者名)	株式会社レイシス	
	(代表者)	代表取締役 石川 レイ子	印
サービス提供事業所	居宅介護支援 レイシス		

附則	
平成30年1月1日 施行	令和5年4月1日改定
令和 3年9月1日 改定	令和6年4月1日改定
令和4年9月1日改定	